

令和3年度 第4回 甲賀市市民参画・協働推進検討委員会 会議録（概要）

【日 時】令和3年(2021年)8月25日(水) 10:00～

【場 所】甲賀市まちづくり活動センター「まる一む」 2階 多目的室

○出席者

委 員 出席委員11人、欠席委員1人（資料添付の名簿参照）

行 政 事務局

（清水部長、出嶋次長、田中室長、築島補佐、前田主査、平尾理事員）

傍 聴 6人

○会議内容議題

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）第3回会議 議事録案について

（2）市民参画・協働推進に係る実施計画の検討について

（3）第2次甲賀市総合計画第2期基本計画について

（4）「甲賀市市民参画・協働推進検討委員会における市への提言」について

（5）市民活動の支援の在り方について

（6）市（行政）の取り組み報告について

①地域マネージャー研修会

②地域リーダーの皆様との意見交換会

4 その他

○事務局

只今から、甲賀市市民参画・協働推進検討委員会第4回の会議を開催します。

まず初めに、甲賀市市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立いただき私のあ・い・こ・う・かに続いてご唱和をお願いします。

【市民憲章の唱和】

ありがとうございました。ご着席ください。

開会にあたり、中川委員長よりご挨拶をいただきます。

○中川委員長

皆さんおはようございます。お集まりいただきありがとうございます。

本来ならば、5月に開催する予定でしたが、事務局の都合やコロナの状況などが重なり

8月開催となってしまいました。もう少し早く開催いただきたかったと思うところがありますが、もう一度、前回までの議論を思い出していただき、次のステップの議論に入っていただきたいと思います。

○総合政策部長

皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、本委員会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。今年度より総合政策部長を務めさせていただいている清水です。よろしく申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大が深刻化しております。現在、滋賀県内13市にまん延防止等重点措置が適用されておりますが、政府は、13都府県に発令されている緊急事態宣言について、滋賀県を含む8道県を新たに追加し、発令する方針が今日にも決定されると報道されております。

現在、甲賀市内における高齢者のワクチン接種の割合につきましては、90%を超えている状況ですが、接種対象者全体を見ると、2回目接種を終えている割合は40%程度となっております。変異株であるデルタ株の置き換えが進んでいる中、一人ひとりの感染防止対策や行動変容が求められています。

さて、市民参画・協働推進検討委員会は、平成29年7月27日開催の第1回会議より通算で13回開催させていただいており、今回で14回目の開催となります。

平成28年4月より施行されました「まちづくり基本条例」や、平成28年10月の岩永市長就任以来、オール甲賀のまちづくりを呼び掛けているなか、市民の皆さんには、より一層のまちづくりへの参加・参画をいただき、市などとの協働を進めること、自治振興会におけるまちづくりの懸案事項の整理などについて、委員の皆さんからご意見をいただき、少しでも早く市民参画や協働のまちづくり、コミュニティ施策の充実化を進める必要がありました。平成29年当時、私は、地域コミュニティ推進課長を務めており、本委員会には、強い思いを持っております。

中川先生に、委員就任依頼のお願いをさせていただいた際に、甲賀市の置かれている現状や課題について説明申し上げ、大変お忙しいお立場にも関わらずご承諾いただいたことは、鮮明に記憶しております。また、各委員の皆さんにおかれましても、これまで非常に熱心にご議論いただいていることに感謝申し上げます。さらに、今回より新たに就任いただいた黒河委員におかれましてもよろしくお願いいたします。

市民の皆さんが、甲賀市を元気あふれる素晴らしいまちにするために活動していただいているにも関わらず、市民活動を応援する市の制度が十分ではないこと、市が提案させていただいた仕組みの説明が十分ではないことなどあり、私自身、しっかりと関わらせていただきたいと思っております。

本日の会議では甲賀市協働のまちづくりの指針、自治振興会、区・自治会の役割等の整理を中心にご議論いただきます。忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

今回より新たに就任いただいた黒河委員より一言ご挨拶をお願いします。

○黒河委員

新たに委員となりました羽ばたけ鮎河自治振興会の黒河です。一生懸命議論に参加させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○事務局

この後の議事については、本委員会設置要綱に基づき中川委員長に議長として進行いただきます。

(1) 第3回会議・議事録案について

○中川委員長

改めましてよろしくお願いします。最初に第3回の会議議事録案について説明をお願いします。

○事務局

まず、資料1です。事前に送付しておりますので、概要だけ報告いたします。

開催日は2月15日、会場は甲南第一地域市民センターで、全ての委員にご出席いただきました。

議事は、6点でした。1つ目は第2回目の議事録確認、2つ目は市の取り組みとして、地域マネージャー研修会、自治振興会意見交換会、まちづくり活動センターの運営協議会について報告させていただきました。

3つ目は自治振興交付金の手引きの一部改訂について説明させていただきました。4つ目は市民参画・協働推進に係る実施計画の検討についてフレーム案をお示させていただきました。5つ目は視察の検討について調整を行うこととなっております。

議事録案は資料のとおりです。各委員からご指摘をいただき、必要に応じて修正を行います。できましたら今週末を目途に修正を行ってホームページで公開という手続きに移りたいと思っています。

○中川委員長

資料1については、会議録として事前にお目通しいただいたと思います。まだ修正すべき箇所があれば最終を今週末とし、事務局にご連絡ください。次に2番目、市民参画協働推進にかかる実施計画の検討について説明を求めます。

(2) 市民参画協働推進にかかる実施計画の検討について

○事務局

市民参画協働推進にかかる実施計画の検討について、事前に送付させていただいた資料に修正があるため、当日資料としてお手元の資料をもとに説明します。

実施計画の検討につきましては3回目となります。前はフレーム案としてご提案させていただきました。今回は、フレーム案を踏まえ、素案として協働のまちづくり指針としてお示しさせていただきます。ページを開いていただき、はじめに、というところについては、他市を参考として市長メッセージ等とさせていただきます。

次に1ページからは基本的な考え方として章立てとしました。目的や位置づけを示しています。各分野別計画において実施期間を定めるため、計画期間については割愛とさせていただきます。2ページからは第2章協働の背景として、将来推計人口や地域課題の多様化・複雑化や、財政見通しおよび市民公益活動に広がり、地方分権の進展について記述しました。5ページからは第3章協働の課題についてお示しさせていただきます。7ページからは協働の理念として、まちづくり基本条例を掲載しております。下段に市民の皆さまにわかりやすいキャッチフレーズのようなものとしてスローガンを検討したいと考えております。また、協働の基本姿勢、協働の原則、協働の形態、協働のパートナーについて記載しております。14ページからは、第5章協働のアクションとして、4つのアクションをお示しさせていただきます。人づくりの推進体制、活動基盤の整備、市民自治の強化、そして協働のしくみづくりについて一定具体の項目も入れております。また、最後に指針の見直しについては、本委員会における意見等をふまえて見直しを図ると記載させていただきました。

アクションの主体や細かい表現等につきましては精査が必要ですが、素案としてお示しさせていただきました。ご意見等お願いいたします。

○中川委員長

今までの資料の説明に関して何かご意見はありませんか。

○西村副委員長

指針を見る限り、ほぼ東近江市の市民協働推進計画と全く一緒になっていると思います。行政計画なので全く一緒というのは、どうなのでしょう。

○事務局

東近江市をはじめ、他市町を参考に作成させていただきました。ベースとしているのは、東近江市ですが、あくまでもたたき台として、皆さまにイメージをしていただくために今回お示しさせていただきました。全く同じものではなく、今後は、甲賀市ならではの表現など加えていきたいと考えています。

○西村副委員長

特に甲賀市で注目すべき点や甲賀市がやるべきことを明確にさせていただきたいです。整理をしてからでないと取組みが進められないと感じるが、行政としての取組みについてどこまで議論されたのでしょうか。

フレームワークについては、東近江市と同じ形で設定すると以前の議論から出ており、以前よりどこまで進捗されているのか教えていただきたいです。

○事務局

進捗については、フレームにどのように肉付けをしていくかを事務局において議論させていただきました。甲賀市らしさを盛り込むことについては、重要なことと認識しておりますが、事務局だけではなく、委員の皆さまからご意見をいただきたいと考えております。

具体的にどのように盛り込んでいくかについては、現時点では決まっております。

○吉田委員

甲賀市らしさというのは、これまで本委員会において話し合われてきており、7つの提言書は、そのために示されたものであって、議論は終わっていると思います。

そのうえで、指針が東近江市と似ているとのことであれば、これ以上議論する余地はないと考えます。副委員長よりそのような発言が出るのであれば、今後、私たちは意見ができなくなってしまうのではないですか。

甲賀市らしさをどうするのか、甲賀市をどうしていくのかについては、提言書が作られました。指針とリンクされているかは別として、既にこの委員会では答えが出されているのではないですか。

○中川委員長

提言書を活かしていくとのことですね。

○田中委員

提言書と指針における言葉の定義とその内容が掴みにくいと思います。11ページの協働のパートナーとそれぞれの効果で市民の定義とありますが、15ページからのアクションの主体には「市」、「市民活動団体」、「事業者」と出てきます。市民の定義のなかに事業者は含まれているのではないですか。また、定義には市民活動団体は出てこない。市民という言葉で全てを表すのは難しいとは思いますが、これらの整合性を図るべきではないですか。また、8ページのつながりあう姿勢～つながりあって、新たな発想で考えていますか？～とあるが、つながり＝新たな発想という風に自分の感覚としては、違和感がありました。もう少し説明が必要ではないですか。

○事務局

言葉の定義についてですが、まちづくり基本条例において、市民は在住者や事業者の方、活動団体など大きく定義させていただいています。市民のなかには区・自治会も含まれて

います。協働のパートナーについては、市民の中でも、市民活動団体と示すことで役割が明確になるために、お示しさせていただきましたが、わかりやすく整理をさせていただく必要があると思います。

また、つながりあう姿勢についてですが、お一人で頑張るのではなく、様々な方とつながることで違う発想が生まれ、新しいまちづくりができると考えています。そのようなイメージで書かせていただきました。皆さまと共有しながら理解を深めていきたいと考えています。

○中川委員長

説明は明確でしたが、指針における「市民」の定義については、まちづくり基本条例の定義をそのまま単純に明記するべきではないでしょうか。前回の委員会でも確認しましたが、指針はあくまでも「まちづくり基本条例」を受けて作られるものです。上位には「まちづくり基本条例」があり、指針の中でも、条例では明確に定義してありますと示すことで、条例が市民のものになっていくと思います。事業者についても「市内の事業者」であって、市外の事業者ではない。拡大解釈が生まれないように整理すべきではないでしょうか。

○本馬委員

指針を見せていただきました。このまま作られていくのかなと思っていました。副委員長が東近江市の計画と類似しているとおっしゃっていたのですが、私が見た中で、気になったことを述べさせていただきます。

まず、2ページにある地域課題の多様化・複雑化ですが、手前の化は要らないのではないですか。また、文中では「～多様化、複雑化しています。」と読点を使用しています。中点なのか読点なのか、どちらかに統一すべきと思います。6ページの協働のしくみと推進体制に関する課題で「重層化・複雑化する地域課題に～」でも中点を使用しています。また、6ページ上段の2行の「～進めていくためには、区、自治会、各種団体～」とありますが、区・自治会はいつも中点を使用していたのではないのでしょうか。あえて記載したのでしょうか。

次に、8ページ協働の基本姿勢で、①～③のフォントの文字が大きくなっていますが、あえて大きくされているのでしょうか。また、①自ら行動する姿勢～まちづくりの担い手という意識がありますか？～とありますが、これらは住民への問いかけになっており、言い方が鋭い質問を投げかけているように感じてしまいます。②③についても違和感がありました。”～しましょう”など、もう少しソフトな言い回しの方が良いと思います。

次に、協働の原則の③で「～関係であることが大切となります。」とあります。“～大切です。”で良いと思います。また、9ページ④の「対話することで市民と市がそれぞれの～」とありますが、他では“行政”という言葉が使われていたと思います。統一された方が良いと思います。

次に、12ページの●NPO、NPO法人「,」になっています。また、「～ボランティア

アの集まりから、有給スタッフを～」とありますが、有給ではなく“有償”の方が良いと思います。

次に、17ページのアクション3の市民自治の強化～築く～とありますが、自治を「築く」のでしょうか。私自身は、違和感がありました。また、18ページの間接支援活動の体制強化の交流促進で、主体が「市」となっていますが、内容が交流会、サロン等の企画運営とありますので、“市民活動団体”が主体が良いと思います。以上です。

○中川委員長

句読点の統一については、整理をお願いします。また、「市民と行政」、「市民と市」が混在しています。「市」となると議会も市民も含まれます。条例では整理ができていたと思いますので、事務局の方で確認をお願いします。

最後の「主体」についてはおっしゃる通りだと思います。加入の促進など「市」のみで実施するのではなく、「市民」と一緒にやっていくこともあると思います。それがまさしく協働の課題となりますので、事務局で整理をお願いします。

○事務局

表現等については、精査させていただきます。

○吉田委員

手続き上の話を聞かせていただきたいです。まちづくり活動センター「まる一む」の運営協議会においても同様の内容が提案されているのでしょうか。

○事務局

運営協議会においては、指針についての説明はされていません。中間支援について話されています。

○吉田委員

実運用されていくのかどうか、どのような流れで決まっていくのでしょうか。指針はここで決定されていくのでしょうか。

○中川委員長

重要なお指摘だと思います。この指針が、啓発的、誘導的な指針なのか、拘束力を持つ指針なのかという意味だと思います。私は、この指針が出来上がった際には、行政改革をかなり実施しなければいけないと思っています。西村副委員長がお詳しいと思いますのでお願いします。

○西村副委員長

昨年度までの議論において、様々な市民協働を実施するのは実行計画が必要だという流

れで策定をすることになっています。前回の議事録でも13ページに「～総合計画と各分野別計画の間に本計画、仮称ですが甲賀市市民参画・協働推進計画を位置付けて、分野別計画の実効性やその推進力を高めていきたいと考えています。」とあります。期間も3か年とされています。しかし、今回で「計画」が「指針」に変更されています。すごい変更がなされているのですが、変更の理由も含めていかがでしょうか。

○事務局

計画が指針に変更されたことについてですが、確かに昨年度の議論では「計画」を策定するという話で進めさせていただいておりました。今年度に入りまして、事務局のなかで議論を進めるなかで、甲賀市市民参画・協働推進計画を各分野別計画と位置づけるのではなく、「指針」とすることより、「協働の考え方」をすべての分野別計画に含んでいただく方がより実質に即すと考えましたので、「指針」とすることと判断し、提案をさせていただきました。

「指針」としましたので、3か年の期間については、割愛とさせていただいております。もちろん、社会情勢等の変化等があれば見直しが必要であると考えますが、不変的な指針・協働の考え方という意味もありますので、年次計画としていません。

○中川委員長

計画から指針が変わったことについては、具体的な目標指標が変更されるのではなく、方向性を示したということですね。そうしますと、指針に基づく次のステップの作業が必要になってきます。例えば、文化・教育分野計画から防災分野計画に至るまで、指針に基づく協働の実施のプログラミングや提案書を出してもらいたいと思います。また、内部の行政改革がかなり要求されてくると思います。東近江市や草津市において、十分事例が積みまれていると思いますので、調べていただきたいと思います。参考にさせていただき、こういう形で行財政改革が進んでいるということを示す必要があるのではないのでしょうか。

指針は指針で議論を終えたとしても、次のステップがあるということを確認しておくべきではないでしょうか。

○西村副委員長

協働計画を位置づける際には、甲賀市庁内における体制が大切だと思います。協働の指針について、各部長や課長等が理解・連携するために横串をさすような調整会議を設ける必要があると思います。東近江市でもそこまではできていないと思いますが。雲南市ではできていると思います。最近ですと、南砺市が市民活動支援を行う中間支援組織を立ち上げているので、ケーススタディをしていただきたいと思います。

○吉田委員

私は、指針で良いと思っています。防災分野計画、都市計画分野計画、産業分野計画、人権分野計画、福祉分野計画等がありますが、区長経験者の方は理解いただけると思うの

ですが、区長は充て職であるものの、たくさんの会議に出席し、各計画の策定に関わっています。本来、甲賀市まちづくり基本条例をベースに各分野別計画が既に出来上がっていますので、今から指針を以て、横串をさすようなことは手続きのあり方としていかなもののでしょうか。まちづくりの領域で議論するというのであれば理解できるのですが、ここは行政改革の会議ではありません。委員長、副委員長のお考えを伺いたいです。

○中川委員長

私は、協働のまちづくり指針でも問題はないと思っています。先ほど、行政改革が必要になると言った意味は、吉田委員がおっしゃっている分野においては、それが出来ている。住民自治および行政の分担・役割が出来ているということです。

総合計画において、仕分けや役割が出来ているのであれば、市民参画協働推進指針を活かしやすいのですが、甲賀市の総合計画を見る限り、役割分担までは明記されていません。

各分野でもう一度、洗い直しが必要になる。吉田委員がおっしゃっている防災分野は出来ているが、環境・人権・福祉などの出来ていない分野においては、住民自治の担う役割等を示す必要があると思っています。それをすることが、市民参画協働指針を着実に推進するための基礎工事ではないかと思います。残念ながら、私は甲賀市の総合計画に携わっていません。私が策定に関わっている総合計画では、住民・行政・協働の課題やすべき役割は3層で示すよう努力しています。まちづくり協議会が出来上がっている地域では、地域（まちづくり協議会）が期待されていることを読めるようにしています。西脇市、丹波市、生駒市、吉野町などは整理をしています。多くの総合計画は行政のやる事ばかり載せているが、そうではない。消防が良い例で、消防分団がしっかりしているところは、殆ど消防団で初期消防を片付けている。

○吉田委員

そうであれば、「地域でこのような課題があつて、このような事例があります」というように、はじめから成功事例などを提示していただいた方がわかりやすいです。

まちづくり基本条例において、各種定義は分かれています。確かに、先ほど他の委員がおっしゃっていたように、言葉の定義があいまいな部分があります。とは言え、総合計画があるもので、横に指針もしくは計画をつけて充てていくというのは、正しいのでしょうか。それとも、総合計画の中で議論され、各分野別計画でしっかり伝えていく方が正しいのでしょうか。手続きの方法はどちらをとられるのでしょうか。今のままだと、どちらもすることになっているのではないのでしょうか。

○中川委員長

今の段階では、軟弱な話だと思います。きちっとしたフレームがまだできていません。

総合計画の作り方で抽象度が高ければ高いほど、参画協働推進指針の中で、具体的な踏み込みが必要となります。反対に、総合計画の中で住民自治と団体自治がしっかりと書かれている自治体は、参画協働推進指針の書き方が大雑把であっても有効性を発揮すると思

います。どちらがきちっと書かれているかで、お互いの関係が変わると思います。

○吉田委員

そうであれば、この会議の中で総合計画を一度見直した方がいいのではないですか。

総合計画は、総合計画が策定される委員会があります。しかし、今の話でしたら、総合計画をこの委員会において見直すとの解釈でよろしいですか。

○中川委員長

総合計画は既にできています。できてしまっている計画を変えたとしたら、後期計画に反映をしてもらえない。参考意見としてこちらから意見を伝えることは良いと思います。今の計画を変えろとは言いません。

○吉田委員

そうではないです。そうであれば計画が出来上がってからでないと、こちらの指針は出せないとのことでしょうか。

○中川委員長

そうではありません。総合計画を補強するような指針の運用の仕方をするしかないですよねという話です。

○吉田委員

この指針は（総合計画の）柔らかいところを補強するための指針を作るという場で良いのですね。

○中川委員長

そうです。そうであってほしいと思っています。

○事務局

総合計画についてですが、第2期基本計画は今年度より4年間というかたちで策定をさせていただきました。総合計画を作る段階において、まちづくりの協働の指針、視点がないうまく状況で策定が進んだという部分もありますので、より深い議論ができなかったという現状もあると思います。また、具体的なアクションプランがないとお話がありましたが、総合計画を進めるにあたっては、実施計画というものを作らせていただいているところです。実施計画は、具体的な事業を見せるためのものです。後期計画見直しの必要性があれば示す必要があると思いますが、実施計画は、毎年その都度見直すとのこととなっておりますので、協働の指針が出来ていない中で変更することは難しいと思いますが、今後は踏まえて検討いただきたいと思います。

この委員会では、総合計画を見直すとの視点ではなく、協働の視点について議論いただ

きたいと思います。

○山川委員

前回までの議論のなかで、先進地を視察するとの話でしたが、コロナ禍によって中止になりました。中止になった代わりに、東近江市の資料が出されました。これはあくまでたたき台として理解しています。

「協働」という点について議論を続けているところですが、行財政改革を市が実施しなければ「自分たちの地域社会を自分たちの手で実施していく」という理念を市民はもたないと思います。なぜ一般市民が人口減少・少子化・財政難・行政サービス対策を「協働」によって実施しなくてはいけないのか理解できないのではないのでしょうか。

指針については、『歴史』についての記載をないように思いますので全体的なチェックが必要だと思います。

○中川委員長

では、次の議題に入ります。第2次甲賀市総合計画第2期基本計画について事務局から説明いただきます。

(3) 第2次甲賀市総合計画第2期基本計画について

○事務局

前回の会議において、市民参画の計画が総合計画のどのあたりに位置づけられているかというご質問も踏まえまして、第2期基本計画が4月に策定されましたので、概要箇所を資料としてご用意させていただきました。

まずは、2ページに基本計画の位置づけと機能を示しています。市民憲章があり、まちづくり基本条例があつて、甲賀市総合計画があります。

次に、3ページには、行政経営の方針として、(2)分野横断の基本的姿勢の①市民の力を活かすという点、それから4ページからは、7つのチャレンジと20分野の施策として挙げています。1番目、「誰もが主役となり、持続可能なまちとなる」の項目に、市民自治が書かれています。施策として自治振興会活動の促進と市民活動ネットワークの促進としています。協働については、基本構想に地域経営と協働、対話による協働の推進を掲げております。6ページからは、チャレンジ目標として、アフターコロナにおける「新しい豊かさ」によるまちづくりとして、コロナ禍による新しい豊かさの視点をお示しさせていただいています。

計画策定については、コロナ禍で難しいところでありましたが、市民意識調査、総合計画審議会、関係団体とのオンライン意見交換をさせていただきました。直接対話としては、高校での出前講座、こども議会等の意見等も参考としました。また、制限はございましたが、コロナ対策等も聞きながら対話により第2期基本計画が策定されました。

○中川委員長

先ほどから議論にでております総合計画の概要についての説明でした。報告事項ですが、今までの資料の説明に関して何かご意見はありませんか。

○西村副委員長

各分野で市民自治があり、施策目標が書かれていますし、まちづくり基本条例についての位置づけも書かれていますので、条例を実現化するための指針（計画）となることだと思います。

○中川委員長

では、次の議題に入ります。「甲賀市市民参画・協働推進検討委員会における市への提言」について事務局から説明いただきます。

（４）「甲賀市市民参画・協働推進検討委員会における市への提言」について

○事務局

資料４に基づきまして、ご説明させていただきます。平成３１年３月にこちらの検討委員会より「甲賀市市民参画・協働推進検討委員会における市への提言」として自治振興会の在り方についてご提言をいただきました。自治振興会と区・自治会の役割分担について、一定の方向性をお示しさせていただきたいと考えております。本日お示しさせていただいた方向性については一つの案として、今後、地域の皆さまと対話を重ねながら、より具体的に進めていきたいと考えています。

今回は、提言５の自治振興会によるコミュニティビジネスの取り組みを除く６つの提言につきまして方向性を示しております。

提言１の自治振興交付金の運用についてです。自治振興会が設立されて１０年が経過し、その実績に照らしながら見直しをさせていただきます。基本的には、地域で策定される地域づくり計画に基づく事業に対しての支援です。また、地域が使いやすいように活用方法の自由度を高めていきたいと考えております。

次に、提言２自治振興会の範囲および提言３の自治振興会と区・自治会との関係についてですが、自治振興会の区域を行政区として位置づけられないか検討してまいります。区・自治会につきましては、地域で組織される団体でありますことから、今のところ変更はございません。

次に、地域の窓口につきましては、一本化を検討します。できましたら、行政としての地域の窓口は自治振興会とする方向で検討させていただきます。また、定期的に自治振興会との連絡会を開催させていただきたいと考えています。これまで代表者会議を開催させていただいてありますが、これを市から情報提供をすることや自治振興会同士の情報交換の場として定期的に開催します。なお、旧町域での開催については、必要に応じて検討します。

次に、提言4の自治振興会の市民への周知については、区長会、自治振興会等を通じて、引き続き自治振興会によるまちづくりの説明などを実施します。また、出前講座などを開催し、地域への説明を行います。

次に提言6の地域マネージャーによる支援についてですが、現在23カ所の地域市民センターに地域マネージャーを配置しているところです。地域内の状況把握や課題の整理が主な業務ですが、それに加えて、自治振興会の事務局を担うことも視野に入れながら検討をしていきたいと考えています。

最後に、提言7、地域市民センターの位置付けについてですが、現在は自治振興会単位に地域市民センターを設置しております。これを地域交流・学習の場であるコミュニティセンターとして整備を進めていきたいと考えております。こちらにつきましては、地域の意向等もございますので、地元管理（指定管理）についても検討を進めていきたいと考えております。

今後の進め方としましては、8月から9月に議会においてご説明をさせていただき、本委員会および区長連合会役員会等へ説明、報告をまいります。また、10月から12月にかけて地域への説明に伺いたいと考えております。地域との対話の後に、令和5年度を目標に手続き等の諸準備を進めていきたいと考えております。以上です。

○中川委員長

最後に意見をお聞きしたいと考えておりますので、先に進めさせていただきます。

では、次の議題に入ります。市民活動の支援の在り方について事務局から説明いただきます。

(5) 市民活動支援の在り方について

○事務局

資料5です。前回の会議では、まちづくり活動センター「まる一む」の利用状況、営利活動、減免の判断等についてご説明させていただきました。今回は、市民のまちづくりへの参画推進やまちづくりにおける様々な主体間の協働推進に関する事にに基づき、市民活動支援の在り方についてご説明させていただきます。

甲賀市まちづくり活動センターは、市民協働による豊かな地域社会の実現を目指すため、その実現に寄与する市民のまちづくり活動の支援及び推進を図るための拠点施設として設置されました。今年度、令和3年度より活動の幅を広げるための事業について検討してまいります。事業の目的としましては、市民と行政が互いに情報を共有し、協働による地域課題の解決に取り組むため、甲賀市内を拠点に活動されている市民活動団体を対象として、複雑・多様化する地域課題に対応できる団体および人材育成をしていきたいと考えています。

コロナ禍ではありますが、事業の概要といたしましては、セミナーを開催する予定です。ワークショップや事例紹介はもとより、これまでからよく使われています「コミュニティ

ビジネス・ソーシャルビジネス」について、コロナ禍でより注目されております、地域におけるICTの活用事例の紹介、プロボノという、人材育成の視点を取り入れた取り組み、また専門家による相談支援業務、例えば今月第何曜日は市民活動相談デーとして、労務や会計、登記などテーマ設定した相談業務を「まる一む」で実施したいと考えています。

裏面には、「まる一む」の設置目的ののっとり、中間支援としての役割、活動拠点としての役割など、市民のまちづくり活動の支援及び推進を個別の事業、講座を実施しながら実現してまいりたいと考えています。以上です。

○中川委員長

皆さんからのご意見を賜ります。

○安達委員

いよいよスタートするのかなと事業概要を拝見して、ワクワクしております。コロナ禍で事業の実施については、大変かと思いますが、オンラインなどを活用されることを期待しています。具体的な開始日時など教えていただきたいです。

また、個別の相談があるということは、すごく心強いと感じましたし、コロナの状況にもよりますが、交流会なども想定されていると思いますが、実施していただきたいと期待しています。

○事務局

スタッフが相談業務等に対応しておりますが、専門的な分野になりますので、より専門的な業者等にお願いをして実施していきたいと考えております。本来はもう少し早く実施させていただきたかったのですが、準備をしている状態ですので、皆様に支えていただきながら、期待に応えられるように事業を進めていきたいと思っております。具体的な日時などは決まり次第お伝えさせていただきます。

○吉田委員

運営協議会においても議論がでています。運営協議会においては保留扱的な流れになっているのではないかと思うのですが。もう少し整理が必要だと思います。本委員会で決めるのか運営協議会で決めるのか、先ほどの議論と同じで手続きの問題かと思うのですが。

大枠を本委員会で細かい部分を運営協議会で議論するのか教えていただきたいです。

○中川委員長

検討の主体はどこになるかのご質問ですね。事務局お願いします。

○事務局

中間支援の大枠につきましては本委員会で議論をしていただき、運営協議会では“運営”について議論いただくことになっておりますので、各論につきましては、運営協議会で議

論をしていただきたいと考えております。“検討します”の主体につきましては、行政が提案をさせていただいておりますので、市が検討していくという意味でこちらを書かせていただきました。

○吉田委員

ありがとうございます。先ほど、安達委員が「わくわくしている」と発言いただきましたが、もしかすると変わるかもしれないということはありません。協議体が違うと、いつもどこで決まったのかがわからなくなります。こちらでは外枠、協議会では内枠と理解することができました。ありがとうございます。

○中川委員長

では、次の議題に入ります。市（行政）の取り組み報告について事務局から説明いただきます。

（6）市（行政）の取り組み報告について

○事務局

資料6です。こちらにつきましては、提言に基づきまして地域マネージャー研修を実施させていただきました。今年度4月に5地域で開催しました。地域マネージャーの役割や地域支援についての研修をさせていただきました。また、その他としまして、6月2、3日には、ZOOMによる小規模多機能自治の勉強会を開催し、「地域運営組織の取り組み事例」、「行政の施策・支援事例」、「地域運営組織や行政への支援者（中間支援機関等）の支援事例」についてI I HOEというNPO法人の代表を務めております川北さんによる研修会に申込をしまして、地域マネージャーに受講いただきました。

次に、資料7をご覧ください。地域リーダーの皆様との意見交換会についてですが、7月27日から自治振興会長及び区・自治会長の皆さまを対象として、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の報告及び感染症拡大の影響による地域活動の不安を解消すること、また、コロナ禍における風水害時の避難行動など、今後のコミュニティの在り方についての意見交換を目的として開催させていただいております。

本日予定しております、意見交換会につきましては、緊急事態宣言の発令報道もあることから中止とさせていただきます。

内容につきましては、（1）新型コロナウイルス感染症について（2）自治振興会におけるまちづくりについての意見交換（3）各地域の活動状況、課題、困りごと等についての意見交換となっております。

資料として用意はしておりませんが、主な意見としましては、「今後の自治振興会をどのようにしていくか、市から示してほしい」やワクチン接種については、「職員が丁寧に案内をしていて、ありがたく思っている。」また、「地域主催の行事等についても、市主催の行事等と同様に概ね夜8時までには終了してほしい。」とあるが、地元主催の行事についても同

じなのか。」「高齢化が急速に進んでいるが、溝掃除などは高齢者が多い地域ではかなり負担になっている」などのご意見をいただきました。以上です。

○中川委員長

様々な働きかけを行っているという報告でした。皆さんからのご意見を賜ります。

○中島委員

自治振興会の活動にも長く携わっておりますので、意見を述べさせていただきます。

資料7のように、各地域に分けて意見交換をするなどの、市（行政）としての取り組みや展開は進んでいると感じますが、意見交換等で課題を共有するのはいいのですが、次のステップは、どのようにしたらよいのかと悩んでいる地域があります。推進できるようなコーディネート機能が必要だと思います。立派な計画を立てても、地域で展開するためには、わかりやすい言葉の手引き等が必要だと思います。

例えば、社会福祉協議会では、地域活動計画というのを4年前に作りましたが、非常に分かりにくいものでしたので、その反省を踏まえて、具体的な計画を作りました。また、わかりやすいダイジェスト版も作りました。そうすると、地域にも伝わりやすく展開しやすくなったとの経緯があります。誰が、どのように上手く支援をしていくのか考えていくべきだと思います。

○中川委員長

地域マネージャーの関わり方について、濃淡をつけていくとのことによろしいでしょうか。

○中島委員

地域マネージャーだけではなく、マネージャーも含んでいます。

○田中委員

資料4で方向性を示されていますが、説明会や議会において、このままの資料では説明できないと思います。もう少し具体的な資料が必要ではないですか。

例えば、地域マネージャーが事務局を担うと書かれているが、地域マネージャーという立場のまま事務局を手伝うことは、私のところでは無理だと思います。100%自治振興会の雇用でなければ難しい。センター長然りです。実現するための文言や具体案を記載してほしいです。

○事務局

ご意見ありがとうございます。今回お示しさせていただいたのは、大きな方向性です。

10年前に自治振興会を設立させていただいた際には、一律に立ち上げた経緯もあります。反省点を踏まえ、具体案につきましては、各振興会にご意見をお聞きしながら、検討して

まいりたいと思います。

○田中委員

地域に応じたやり方をしていいという裏付けになる文言にしてほしいです。

○事務局

皆さまにご意見を伺って決めていくものだと考えています。統一的にやってよいこと、出来る地域、出来ない地域など様々な事情を含めて、今後、具体案をお示しさせていただきたいと思います。あまり具体的に進めてしまいますと行政からの決めつけになってしまいますので、大きな方向性とさせていただきます。

○山川委員

センター長、地域マネージャー2人合わせて人件費が約600万円弱、23地区で合計1億3,000万円程度、さらに1億6,000万円の交付金が自治振興会へ交付されています。この2つ合わせますと約3億円が地域に補助金として投入されています。今後、コミュニティのありかたについて方向性を決めていただかないと自治振興会は困るのではないのでしょうか。23地区によって地域事情は異なりますが、地域に応じたセンター長、マネージャーの支援の仕方などは決めていくべきだと思います。例えば、多羅尾学区自治振興会や希望ヶ丘まちづくり協議会などの1区1自治振興会もあれば、複数の区・自治会がある自治振興会もあります。地域市民センターの指定管理の検討や、若い世代、女性の参画など地域の実情を踏まえた地域支援について考えていく必要があります。

○中島委員

資料2の15ページ、リーダーの育成に関して、以前、まちづくり講座など市が地域人材活性化事業を実施されていて、まちづくりについて学ぶ機会がありました。ここに記載いただいているということは、再びこの事業をやっていくものと理解し、非常によいことだと思います。ここで学んだ人たちの中には、現在も自治振興会などを引っ張って下さっている方もいます。効果があると思います。また、たまたまですが、以前のまちづくり講座では、地域から複数名で参加をすることができた。1人よりも複数人いた方がまちづくりを進めやすいので戦略的に実施していただきたいです。

○吉田委員

希望ヶ丘では、この7つの提言書に合わせて地域の形をこの2年間で大きく作り変えました。2つの区を廃止して1つにしました。自治振興会=区というかたちで運用しています。今回示されている方向性は、ある意味、不可逆的な言い方・状況だと思います。

いくつかは、行政課題かと思います。例えば地域マネージャーをどうしていくかは行政側の課題です。ただ、これをどのように実行していくかは、地域側に委ねられていると思います。中島委員よりまちづくりの勉強会の話が出ましたが、うちの地域からもまちづくり勉強会に参加しましたが、あまり効果がありませんでした。地域内で独自に外部講師に

依頼し、勉強会を実施しました。あくまでも、地域がどのように努力するかでこの7つの提言の意味は大きく変わってくると思っています。うちの地域としては、この7つの提言については、ほぼ全て対応できましたが、とは言え、行政にあまり多くを求めすぎるとは難しいと思います。ここを強く書けと言っても、無理だと思います。地域は様々なので、行政側は困ってしまう。大きい地域と小さい地域の課題の共有は難しいです。出来る事、出来ない事あるので、行政側もこのようにしか書けないのではないかと最近は思っています。その上で、この方向性はそのまま地域に出すべきで、その批判は受けるのは本委員会だと思います。私たちがここに集まっている理由は、地域のことを詳しく知っているからだだと思います。胸を張って提言書がつくられました。批判だけ行政が受けるのは違うと思います。地域への説明をされる際には、委員会も行政に寄り添ってフォローしていくべきだと思います。

○田中委員

私どもの振興会は18区・自治会によってできているので、1区1自治振興会は参考にならないです。また、先ほどの方向性について具体的に書いてほしいと言った意味は、地域マネージャーについて、「自治振興会の事務局を担うことも視野に入れて～」ではなく、「自治振興会で雇うことができますよ」というところまで記載いただきたいという意味です。

○吉田委員

決してどこがという意味ではありません。今言われたことをある程度、含んでいてもいいのではないですかという意味です。

○中川委員長

甲賀市というのは、非常に個性的な旧5町の合併です。水口のように都市型もあれば、信楽のように地域の繋がりが深いコミュニティもある。そのうえで、どのような提言の書き方をするのか、ニュアンスの置き方だと思います。一つ提案をしたいのですが、地域市民センターの位置付けや地域マネージャーの支援の在り方については、当面であって、ずっとこのままではないということです。

なぜ地域マネージャーを置くのか。それは住民自治をしっかりしてほしいからです。高齢者しかいない、若者がいない地域と、若者が多く、問題もあまり起こらない地域では地域マネージャーの在り方は違います。違いがあって当たり前ということをどこかに書いていただきたいと思います。地域の個性に応じたマネジメントの在り方を追求していく。ただ、最終的には自立を目指していきましょうという合言葉にすればいいと思います。

前回申し上げたか分かりませんが、150万人都市の神戸市でもそうです。神戸市中央区のような地域もあれば水道すら通っていない地域がある。どちらも住民自治をがんばりましょうということでやっています。地域の違いに応じた地域マネージャーの支援を開発していくということが大切だと思います。弱いところは弱いところを穴埋めしていく支援、

強いところはさらに伸ばしていくような支援を実施する。どちらも支援が必要です。地域特性を考慮して支援をしていくことが必要です。柔軟な運用が求められています。

○事務局

吉田委員よりご提案いただきました、地域への説明についてですが、委員の皆さまも一緒に説明をしていただくということにつきましては、事務局において検討させていただいてよろしいでしょうか。

(→了承)

○山川委員

小規模多機能自治という言葉が地域マネージャーの在り方では出てきているが、指針の中では出てきていないのはなぜですか。

○中川委員長

小規模多機能自治というのは、I I H O Eの川北先生が使われている言葉です。もしかしたら商標登録がされているかもしれません。総務省がバックアップして小規模多機能自治ネットワーク会議というのを応援しています。イコール小規模多機能自治ではありません。

甲賀市において取り組まれている自治振興会システムが全国的には小規模多機能自治だと思います。

別の言い方では、都市内分権という言葉を使用している自治体もあります。

○田中委員

小規模多機能自治は概念であって、実施団体ではありません。小規模多機能自治の概念を実現するために実施団体である自治振興会があるのだと思います。

○中川委員長

その通りです。お隣の伊賀市において、全国で初めて住民自治の協議体を作るとなった際には、「総合型住民自治協議会システム」という名前でした。その後に小規模多機能自治というものになっていったと思います。では次の議題に入ります。会議の設定について、いつ頃をお考えでしょうか。

4. その他(1) 第5回会議の設定について

○事務局

次の第5回の会議については、10月頃を目途に開催を考えています。コロナの関係もございまして改めてご連絡させていただきます。よろしくお願ひします。

○西村副委員長

かなり地域によってかなり違いがあり、一律の支援は難しいと思います。研修等も難しいと思います。地域の特徴にあった伴走支援をお願いしたいと思います。以上です。

○中川委員長

どんどん動かしていくことしか甲賀市の住民自治の道はないと思います。実践あるのみです。悩みが良い発展の材料になります。違うということに不安を持つ必要はありません。

私は、神戸市の地域活動推進委員会委員長をしておりますが、そこでも地域差の話は必ず出てきます。その中で一番問題になるのは「よく頑張っているところが何で損をするのか？」という話が出てきます。頑張っていないところばかり市の職員は応援をされると言われている。不公平感を制度によって調整していくことがコツなのかもしれません。市によっては担当職員制度がころころと変わっているところがあり、それだけ行政側も苦慮していることだと思います。例えば、名張市では、全職員が担当でスタート→1地区12人の班編成→6人の部長級が3～4地区を持つようになった。

私の地元の豊中市では、すべての地域で住民自治協が立ち上がってはいません。熟度に応じて立ち上がればいいのです。ちなみに、担当職員は全員課長補佐級です。不公平だとの意見は議会からも出ていません。地域に応じた対応が必要になるということです。

本日はありがとうございました。

○事務局

以上もちまして、甲賀市市民参画・協働推進検討委員会第4回会議を閉会させていただきます。

終了 12 : 00